

附 属 資 料

- 1 諮問書 附- 1
- 2 第 1 期八王子市市民参加推進審議会委員名簿 附- 2
- 3 審議経過 附- 3
- 4 八王子市市民参加条例 附- 4
- 5 八王子市市民参加条例施行規則 附- 8

1. 諮問書

20八政政発第166号
平成20年12月17日

八王子市市民参加推進審議会
会長 渡戸 一郎 殿

八王子市長
黒須 隆 一

八王子市市民参加推進審議会（第1期）への諮問について

貴審議会に別紙のとおり諮問します。

別紙

諮 問 書

八王子市市民参加条例の適切な運用を図るため、以下の事項について貴審議会の意見を求めます。

< 諮問事項 >

- 1 市民参加条例の運用状況の検証について
- 2 基本構想・基本計画策定における市民参加の方法について
- 3 市民参加に関する庁内推進体制の構築について

< 各項目の諮問理由 >

1 市民参加条例の運用状況の検証について

市は、市民参加条例（以下「条例」という。）の運用状況や効果等について継続的に検証し、必要に応じ見直しを行うこととしています。

そこで、条例の運用状況について、条例の規定・趣旨に照らした検証を行い、より適切で効果的な運用とするための意見を求めます。

2 基本構想・基本計画策定における市民参加の方法について

基本構想・基本計画は、市の最も重要な計画であり、その策定に当たっては、より適切で効果的な市民参加の方法とする必要があります。

そこで、これまでの計画策定における市民参加の状況などを踏まえて、計画策定に向けた適切な市民参加の方法について意見を求めます。

3 市民参加に関する庁内推進体制の構築について

市民参加を推進するためには、全庁的な市民参加の取組みが必要となります。そこで、適切な庁内の推進体制の構築及び各所管における役割分担について意見を求めます。

2. 第1期八王子市市民参加推進審議会委員名簿

氏名	ふりがな	所属	区分
石見 光夫	いわみ みつお	市民委員	第11条 第3項1号委員 (公募市民)
中村 文子	なかむら ふみこ	市民委員	
渡戸 一郎	わたど いちろう	明星大学 人文学部 人間社会学科 教授	第11条 第3項2号委員 (学識経験者)
松井 望	まつい のぞみ	首都大学東京 都市教養学部 都市政策コース 准教授	
中川 和郎	なかがわ かずお	前 市民参加のしくみづくり 検討委員会委員	第11条 第3項3号委員 (市長が必要 と認める者)
服部 星秀	はっとり せいじ	前 市民参加のしくみづくり 検討委員会委員	
前野 修	まえの おさむ	八王子市町会自治会連合会	
吉永 鴻一	よしなが こういち	前 八王子市市民活動支援センター 長	

会長、副会長

3. 審議経過

	場所	審議事項
第1回 (H20.12.17)	八王子市役所 4階 特別会議室	1. 審議会の運営について 2. 市民参加条例について 3. 委員辞令交付及び市長からの諮問 4. 諮問についての意見交換 5. 今後の開催について
第2回 (H21.3.4)	八王子市役所 4階 特別会議室	1. 前回の議事概要の確認について 2. 今後の審議内容について 3. 市民参加条例の運用状況の確認方法について 4. 市の各種計画における地域区分について 5. 諮問事項に関する意見交換について
第3回 (H21.6.29)	クリエイト ホール 10階 第5学習室	1. 前回の議事概要の確認について 2. 市民参加条例の運用状況について 3. 本市の総合計画における市民参加について (政策審議室主幹)
第4回 (H21.9.28)	八王子市役所 3階 301会議室	1. 前回の議事概要の確認について 2. 市民参加条例の運用状況の検証について ア 市史編さん室での具体的な運用について (市史編さん室主幹) イ 運用状況検証シートについて 3. 市民参加に関する庁内推進体制の構築について
第5回 (H21.12.16)	クリエイト ホール 11階 第7会議室	1. 前回の議事概要の確認について 2. 市民参加条例の運用について 3. 本市の市民参加手法の推進体制について 4. 市民討議会について 5. 総合計画策定における市民参加手法について
第6回 (H22.3.23)	クリエイト ホール 11階 第7会議室	1. 前回の議事概要の確認について 2. 本市の市民参加手法の推進体制について 3. 市民参加条例の運用について
第7回 (H22.5.25)	クリエイト ホール 11階 第7会議室	1. 前回の議事概要の確認について 2. 市民参加条例の運用状況の検証について 3. 市民参加に関する庁内推進体制について 4. 基本構想・基本計画策定における 市民参加について
第8回 (H22.7.15)	クリエイト ホール 10階 第2学習室	1. 前回の議事概要の確認について 2. 市民参加条例の運用状況の検証について 3. 市民参加に関する庁内推進体制について 4. 基本構想・基本計画策定における 市民参加について
第9回 (H22.8.24)	クリエイト ホール 11階 第7会議室	1. 前回の議事概要の確認について 2. 諮問事項における答申(案)について

4. 八王子市市民参加条例

平成20年3月28日

条例第9号

私たちのまち八王子は、市民と市との協働により、活力にあふれた都市の実現を目指している。

これまでも、市政への市民参加は、様々な場で行われてきたところであるが、市民の多様な価値観を地域の特性として活かし、豊かな社会を創造するためには、市民の意見が、市政に的確に反映される仕組みを構築する必要がある。

この仕組みは、市民と市が情報を共有して運用され、市民が自発的、自主的に、かつ、自由に参加することができ、市民と市又は市民と市民が互いに信頼し、共感することを基本原則としなくてはならない。

ここに、市政への参加が市民の権利であり、市民自治の基本原則であることを確認するとともに、市民参加をより一層確かなものとし、市民との協働によるまちづくりを進めるため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市民参加に関する基本的な事項を定めることにより、市民の市政への参加を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人並びに市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。
- (2) 市民参加 政策の立案、実施及び評価の一連の過程において、市民が市政にかかわることをいう。
- (3) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(市の責務)

第3条 市は、市民参加を基本とした市政運営を行うものとする。

- 2 市は、市民参加しやすい環境を整備するものとする。
- 3 市は、市政に関する情報を市民に分かりやすくかつ積極的に公表し、又は提供するとともに、市民に対する説明責任を果たすものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、責任と自覚を持って市民参加するよう努めるものとする。

- 2 市民は、互いの立場を尊重し市民参加するよう努めるものとする。

(市民参加の方法)

第5条 この条例における市民参加の方法は、次のとおりとする。

- (1) パブリックコメント手続(政策の立案に当たり、実施機関が、事前にその趣旨、内容その他必要な事項を公表し、市民に意見を求め、政策を意思決定するとともに、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表する手続をいう。以下同じ。)の実施
 - (2) 審議会等(法令、条例等に基づき設置された審議会、協議会等をいう。以下同じ。)の開催
 - (3) 市民会議(会議に参加した市民自身が会議を運営し、報告書、計画書、条例素案等を作成するための会議をいう。)の開催
 - (4) ワークショップ(市民と市又は市民と市民が、議論し、また、実際に体験することで、互いの理解を深めるグループによる学びと創造の方法をいう。)の実施
 - (5) 公聴会、説明会の開催
 - (6) アンケート調査、聞き取り調査その他の広聴活動
- (立案過程における市民参加)

第6条 実施機関は、次の各号に掲げる計画、条例等の案の立案過程において、前条各号に定める市民参加の方法(以下「参加方法」という。)のうち、より適切なものを効果的に行うものとする。

- (1) 市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
 - (2) 市政に関する基本方針を定め、市民の生活若しくは事業活動に直接かつ重大な影響を与え、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
 - (3) 大規模な公共施設の設置に係る計画等の策定又は変更
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加を要しないものとする。
- (1) 緊急に行う必要があるもの
 - (2) 法令の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
 - (3) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
 - (4) 実施機関内部の事務処理に関するもの
 - (5) 軽易なもの

3 前項第1号の規定により市民参加の対象としなかったときは、その理由を公表しなければならない。

(実施及び評価過程における市民参加)

第7条 実施機関は、前条第1項各号に掲げる計画、条例等が策定された後、その実施及び評価の過程においても、参加方法のうち、より適切なものを効果的に行うものとする。

(パブリックコメント手続)

第8条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、あらかじめ、対象とする事案その他別に定める事項を公表しなければならない。

2 パブリックコメント手続により意見を提出する市民は、原則として住所及び氏名を明らかにしなければならない。

3 パブリックコメント手続における意見の提出期間は、30日以上とし、意見の提出を求める事案の内容に応じて適切に定めるものとする。ただし、緊急の必要がある場合その他やむを得ない理由により30日の期間を確保できない場合は、この限りでない。

4 実施機関は、前項ただし書の規定により意見の提出期間として30日を確保できない場合は、その理由を公表しなければならない。

5 実施機関は、提出された意見の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公開するものとする。

(1) 提出された意見の内容

(2) 提出された意見の検討結果及びその理由

6 前各項に定めるもののほか、パブリックコメント手続に関し必要な事項は別に定める。

(審議会等)

第9条 実施機関は、審議会等を設置する場合は、その設置趣旨及び審議内容に応じ、原則として公募により選考された市民を審議会等の構成員とするものとする。

2 実施機関は、審議会等の構成員について、幅広く人材を登用するよう努めるとともに、透明性及び信頼性の高い運営を行うよう努めるものとする。

3 実施機関は、審議会等の会議を公開しなければならない。ただし、公開することにより支障が生じると認められる場合は、この限りでない。

4 実施機関は、審議会等の会議の開催に当たっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければならない。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合は、この限りでない。

5 実施機関は、審議会等の会議の記録を作成し、これを閲覧に供しなければならない。ただし、八王子市情報公開条例(平成12年八王子市条例第67号)第8条各号に定める非公開情報が記録されているときは、当該情報が記録されている部分については、この限りでない。

6 前各項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は別に定める。

(その他の参加方法)

第10条 実施機関は、政策の立案、実施及び評価の一連の過程において、第5条各号に定めるもののほか、より効果的と認められる参加方法がある場合には、これを積極的に用いるよう努めるものとする。

(推進審議会の設置等)

第 1 1 条 市民参加条例の適切な運用を図るため、市長の附属機関として、八王子市市民参加推進審議会（以下「推進審議会」という。）を置く。

2 推進審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) この条例の運用に関すること。
- (2) 新たな市民参加の方法に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市民参加の推進に関し必要な事項

3 推進審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員 8 人以内をもって組織する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

4 推進審議会の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、推進審議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(条例の見直し)

第 1 2 条 市は、この条例の運用状況、効果等について継続的に検証し、必要に応じ見直しを行うものとする。

(委任)

第 1 3 条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成 2 0 年 1 0 月 1 日から施行する。

5. 八王子市市民参加条例施行規則

平成20年9月26日

八王子市規則第49号

(趣旨)

第1条 この規則は、八王子市市民参加条例(平成20年八王子市条例第9号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(公表の方法)

第2条 条例の規定による公表及び公開は、次に掲げる方法のうち1以上の方法により行うものとする。

八王子市公告式条例(昭和25年八王子市条例第13号)第2条に規定する掲示場への掲示

市が発行する広報紙への掲載

市のホームページへの掲載

市の施設での閲覧又は配布

前各号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

(パブリックコメント手続)

第3条 条例第8条第1項に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。

施策の案を作成した趣旨、目的及び背景並びに施策の案の要旨

その他必要な資料

2 パブリックコメント手続により意見を提出する者は、条例第8条第2項に規定するもののほか、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

施策の案の名称

施策の案に対する意見及びその理由

市内に在勤する者にあつては、当該勤務先の名称及び所在地

市内に在学する者にあつては、当該学校の名称及び所在地

市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体にあつては、当該事務所又は事業所の名称及び所在地

3 パブリックコメント手続による意見の提出は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行わなければならない。

持参

郵便

ファクシミリ

電子メール

前各号に掲げるもののほか、実施機関が指定する方法

(推進審議会の組織及び運営)

第4条 条例第11条第1項に規定する八王子市市民参加推進審議会(以下「推進審議会」という。)に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 推進審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 推進審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 推進審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 7 推進審議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 8 推進審議会の庶務は、総合政策部政策審議室において処理する。
- 9 前各項に定めるもののほか、推進審議会の運営について必要な事項は、会長が推進審議会に諮って定める。

(運用状況の報告)

第5条 市長は、毎年度、条例の運用状況を推進審議会に報告しなければならない。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。